

徳島県規則第九十八号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

。 徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する

。 別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第二号中「第十四条第四項」を「第十四条第五項」に改める。

別表第二の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第十号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。